

議案第 1 4 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 7 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年墨田区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第 3 9 条第 3 項」を「第 3 9 条第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公営企業法の一部改正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。